

「富士宮信用金庫」に対する特定専門家派遣の決定について

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第32条の11第3項の規定により、富士宮信用金庫（概要は別記）に対して特定専門家派遣をする旨の決定を行い、本日、特定専門家派遣契約を締結しましたので、お知らせいたします。

機構は、地域金融機関に対し、特定専門家派遣を活用した「取引先事業者に対する事業性評価や事業戦略立案等のコンサルティング機能の強化」を提案しています。

今般、機構が派遣する特定専門家は、富士宮信用金庫における「事業性評価の分析手法・体制の構築」及び「取引先事業者に対して行う企業価値向上支援」等について助言等を行います。

機構は、特定専門家派遣を通じ、結集されたノウハウを提供することにより、地域における事業再生等支援及び活性化支援の担い手である金融機関等の支援能力の向上に寄与し、自律的かつ持続的に地域の活性化が行なわれるよう、引き続き努めてまいります。

以上

<お問い合わせ・ご相談の連絡先>

株式会社地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表：TEL 03-6266-0310

営業企画部：TEL 03-6266-0380

別記

○富士宮信用金庫の概要(2017年9月末時点)

本店所在地：静岡県富士宮市元城町31番15号

出資金：6億83百万円

設立：1933(昭和8)年6月

理事長：井出和秀

預金残高：3,084億円

貸出金残高：1,269億円

役職員数：281人